証券コード　8251
平成18年５月２日

株　主　各　位

東京都豊島区南池袋一丁目28番２号
株式会社　パ　　ル　　コ
代表執行役社長　伊 東　　勇

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
　さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「議決権行使についての参考書類」（３ページから29ページ）をご検討くださいまして、平成18年５月26日（金曜日）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、平成18年５月26日（金曜日）までに到着するようご返送ください。
［インターネットによる議決権行使の場合］
　パソコンから議決権行使サイト（http://www.webdk.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください（携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です）。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しては、30ページの「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

本定時株主総会の日時、場所及び会議の目的事項は、２ページに記載のとおりであります。
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

１．日　　時　平成18年５月27日（土曜日）午前10時

２．場　　所　東京都豊島区東池袋三丁目１番５号
サンシャインシティ　プリンスホテル
３階特別会場（天覧の間）

開催場所が従来と異なりますので、末尾の「第67期定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意願います。

３．会議の目的事項

報告事項　１．平成18年２月28日現在貸借対照表、第67期（平成17年３月１日から平成18年２月28日まで）営業報告書及び損益計算書並びに利益処分の内容及び理由等報告の件

２．平成18年２月28日現在連結貸借対照表、第67期（平成17年３月１日から平成18年２月28日まで）連結損益計算書並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」（３ページから10ページ）に記載のとおりであります。

第２号議案　大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）導入の件
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」（11ページから26ページ）に記載のとおりであります。

第３号議案　取締役10名選任の件

以　上

議決権行使についての参考書類

１．総株主の議決権の数

818,640個

２．議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) インターネットの利便性、普及状況などに鑑み、公示機能の実質的な向上を図るとともに、公告費を削減するべく、当社の公告の方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更するものであります（変更案第４条）。

(2) 当社の業務執行等に係る重要事項につき、「会社法」（平成17年法律第86号）に基づき必要に応じて柔軟に株主意思を反映する手段を確保するため、取締役会が取締役会決議事項につき株主総会の承認を求めた場合に、株主総会がこれを決議できるとするものです（変更案第17条第３項）。

(3) 「会社法」が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、次の規定を新設・変更するものです。

・当社の機関として、取締役会、指名・監査・報酬の各委員会、及び会計監査人を設置する（変更案第５条）。
・株券発行会社である旨を明記する（変更案第７条）。
・単元未満株式の権利は単元株式と比して相当な範囲に制限することが妥当と解されることから、新たに単元未満株式の権利の制限に関する規定を設置する（変更案第９条）。
・株主に対する効率的かつ充実した情報提供を可能にするため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供を可能とする（変更案第16条）。
・取締役選任決議だけでなく、解任決議についても定足数の要件を緩和する（変更案第20条第１項）。
・取締役会の機動的な意思決定を図るべく、その決議について書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、新たに規定を設置する（変更案第24条）。
・その他、全般にわたり「会社法」に合わせた表現の変更及び構成の整理等の所要の変更を行う。

(4) 当社平成11年９月28日発行の2004年８月31日満期円建転換社債は、平成16年６月１日に繰上償還が完了したことに伴い、転換社債の転換と配当金について定めた規定を削除するものです（現行定款第35条）。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線＿＿＿は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第４条（会社が公告をする方法） 当会社の公告は東京都において発行される日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第４条（公告方法） 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。
第５条（委員会等設置会社制度の採用） 当会社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という）「第２章　大会社等に関する特例第４節　委員会等設置会社に関する特例」の適用を受けるものとする。	第５条（機　　関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．指名・監査・報酬の各委員会 ３．会計監査人
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条（会社が発行する株式の総数） 当会社の発行する株式の総数は320,000,000株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は320,000,000株とする。〔現行定款第６条後段は削除〕
〔新　　設〕	第７条（株券の発行） 当会社は、株式に係る株券を発行する。
第７条（自己株式の取得） 当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	〔削　　除〕
第８条（１単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） ①　当会社の１単元の株式の数は100株とする。 ②　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券の発行はしない。	第８条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） ①　当会社の単元株式数は100株とする。 ②　当会社は、第７条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。

現　行　定　款	変　　更　　案
〔新　　設〕	第９条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２．会社法第166条第１項の規定により請求する権利 ３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 ４．第10条に定める請求をする権利
第９条（単元未満株式の買増し） 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	第10条（単元未満株式の買増し） 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第10条（名義書換代理人） ① 当会社は株式につき、名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、代表執行役社長がこれを選定し、これを公告する。 ③ 当会社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人において取扱い、当会社においては取扱わない。	第11条（株主名簿管理人） ① 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、代表執行役社長が定める。 ③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
第11条（株式取扱規則） 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款のほか、別に定める株式取扱規則による。	第12条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現　行　定　款	変　　更　　案
第12条（基 準 日） ① 当会社は、毎年２月末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ）をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ② 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	〔削　　除〕
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条（招　　集） 定時株主総会は、毎決算期後３か月以内、臨時株主総会は必要に応じて、本店所在地、東京都渋谷区又はこれらに隣接する地にてこれを招集する。	第13条（招　　集） 定時株主総会は、毎年第14条に定める基準日から３か月以内、臨時株主総会は必要に応じて、本店の所在地、東京都渋谷区又はこれらに隣接する地にてこれを招集する。
〔新　　設〕	第14条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年２月末日とする。
第14条（招集者及び議長） ① 株主総会は取締役会の決議により代表執行役社長がこれを招集し、その議長となる。 ② 代表執行役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の執行役がこれにあたる。	第15条（招集者及び議長） ① 株主総会は取締役会の決議により定める取締役がこれを招集し、その議長となる。 ② 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
〔新　　設〕	第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
第15条（総会の決議） ① 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 ② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもってこれを決する。	第17条（総会の決議） ① 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 ② 会社法第309条第２項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもってこれを決する。
〔新　　設〕	③ 株主総会は、取締役会が取締役会決議事項につき株主総会の承認を求めた場合には、これに対する決議をすることができる。
第16条（議決権の代理行使） 株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。但し、その代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。	第18条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第17条（取締役の定員） ① 〔条文の記載省略〕 ② 前項の取締役のうち２名以上は、社外取締役（商法第188条第２項第７号ノ２に規定する社外取締役をいう。以下同じ）とする。	第19条（取締役の定員） ① 〔現行定款第17条第１項のとおり〕 ② 前項の取締役の内２名以上は、社外取締役（会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ）とする。
第18条（取締役の選任） ① 取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもっておこなう。 ② 〔条文の記載省略〕	第20条（取締役の選任及び解任） ① 取締役を選任又は解任する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを決する。 ② 〔現行定款第18条第２項のとおり〕
第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、その就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。	第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第20条（取締役会議長） 取締役会は、その決議により、取締役会議長１名を選任する。	第22条（取締役会議長） 取締役会は、その決議により、取締役会議長１名を選定する。
第21条（取締役会の招集手続） ①　〔条文の記載省略〕 ②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	第23条（取締役会の招集手続） ①　〔現行定款第21条第１項のとおり〕 ②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
〔新　　設〕	第24条（取締役会の決議の省略） 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第22条 ～〔条文の記載省略〕 第23条	第25条 ～〔現行定款第22条から第23条のとおり〕 第26条
第24条（取締役の責任免除） ①　当会社は、取締役会の決議をもって、商法特例法第21条の17第１項による取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、社外取締役との間で、商法特例法第21条の17第１項による取締役の責任について、金100万円以上であらかじめ定めた金額と法令で定める金額のいずれか高い金額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。	第27条（取締役の責任免除） ①　当会社は、会社法第423条第１項による取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第426条第１項の規定に従い、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定に従い、社外取締役との間で、会社法第423条第１項による取締役の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、金100万円以上であらかじめ定めた金額と法令で定める金額のいずれか高い金額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
第５章　委員会	第５章　委員会
第25条（委員会の設置） 当会社は、指名・監査・報酬の各委員会を置く。	〔削　　除〕
第26条 ～〔条文の記載省略〕 第27条	第28条 ～〔現行定款第26条から第27条のとおり〕 第29条
第６章　執行役	第６章　執行役
第28条 ～〔条文の記載省略〕 第29条	第30条 ～〔現行定款第28条から第29条のとおり〕 第31条
第30条（執行役の任期） 執行役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結のときまでとする。	第32条（執行役の任期） 執行役の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結のときまでとする。
第31条（代表執行役等） ①　当会社は、取締役会の決議により当会社を代表する執行役を選任し、内１名を社長とする。 ②　〔条文の記載省略〕	第33条（代表執行役等） ①　当会社は、取締役会の決議により当会社を代表する執行役を選定し、内１名を社長とする。 ②　〔現行定款第31条第２項のとおり〕
第32条（執行役の責任免除） 当会社は、取締役会決議をもって、商法特例法第21条の17第１項による執行役（執行役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。	第34条（執行役の責任免除） 当会社は、会社法第423条第１項による執行役（執行役であった者を含む）の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第426条第１項の規定に従い、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
第７章　計　算	第７章　計　算
第33条（営業年度） 当会社の営業年度は３月１日から翌年２月末日までとする。	第35条（事業年度） 当会社の事業年度は３月１日から翌年２月末日までとする。

現　行　定　款	変　更　案
第34条（利益配当及び中間配当）	第36条（剰余金の配当等）
〔新　　設〕	①　当会社は、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
①　利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者にこれを支払う。	〔削　　除〕
②　当会社は、取締役会の決議により毎年８月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し商法第293条の５の規定に従い金銭の分配（中間配当金という。以下同じ）をすることができる。	〔削　　除〕
〔新　　設〕	②　当会社は、毎事業年度の最終日及び毎年８月31日を基準日として、剰余金の配当を行う。
③　利益配当及び中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、その支払の義務を免れる。	③　配当財産が金銭である場合は、配当開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、その配当の義務を免れる。
④　未払利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。	④　剰余金の配当には配当開始の日から受領日までの利息をつけない。
第35条（転換社債の転換の効力発生時期） 転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の利益配当金、又は中間配当金については、その請求が３月１日から同年８月31日までになされたときは３月１日に、９月１日から翌年２月末日までになされたときは９月１日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。	〔削　　除〕

第２号議案　大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）導入の件

特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）に対する対応方針（以下、「本方針」といいます）を当社取締役会において決定いたしました（注１、注２、注３は24ページに記載してあります）。

つきましては、本議案につき当社取締役会が株主総会の承認を求めたことから本方針の導入の承認をお願いいたしたく、その内容は次のとおりであります。なお、議案が長文にわたるため、冒頭に本議案の要旨を掲載いたします。本議案の具体的内容は、後記の「１．企業価値向上への取組みと本方針導入の目的」以下であります（13ページから26ページ）。

＜要　旨＞

１．本方針導入の目的

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されること、及び当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか等の情報が開示されることが不可欠であると考えます。

そこで、当社は大規模買付行為がかかる考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定のルールを設定することといたしました。

２．本方針の概要

本方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為等を行う大規模買付者に対して、大規模買付ルール（①株主の皆様の判断のために必要かつ十分な情報を提供すること、②大規模買付行為の評価・検討等のための一定期間が確保された後に大規模買付行為を開始すること）に従うことを求めるものです。

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置は取らず、大規模買付者の買付提案に応じるか否かを株主の皆様の判断に委ねますが、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は遵守した場合であっても大規模買付行為が「当社株主全体の利益を著しく損なうと明白に認められる」場合には、当社株主全体の利益を守るため対抗措置を取ることがあります。

■本方針の仕組み

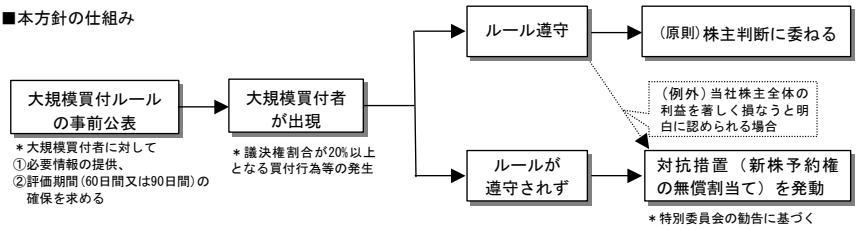

3．本方針の特徴

(1) 「事前警告型」の買収防衛策

本方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行うに際し従うべき一定のルールを事前に公表し、当該ルールに従った場合は原則として対抗措置は取らず、当該ルールに従わないなど例外的な場合には対抗措置を取るという、いわゆる「事前警告型」の買収防衛策です。

(2) 株主総会に諮ることによる株主の皆様の意思反映

本方針は、株主総会に議案としてお諮りすることにより株主の皆様の意思を確認し、本定時株主総会での承認を得られることをもって効力が発生するものといたします。

本方針の有効期限は、原則として来年５月に開催される予定の当社定時株主総会終結のときまでといたします。

(3) 対抗措置の明示

本方針に基づく対抗措置は、大規模買付者等による新株予約権の行使は認めないとの行使条件が付された取得条項付新株予約権（会社法第236条第１項第７号）を用いた新株予約権無償割当て（同法第277条）の方法を予定しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続の進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合であっても当社株主の皆様の利益を守るために例外的に対抗措置を取る場合においてその判断の客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員には当社社外取締役が就任いたします。

特別委員会が当社株主全体の利益を守るために当社取締役会に対して対抗措置の発動等を勧告した場合には、当社取締役会が特別委員会の当該勧告を最大限尊重し対抗措置の要否等を最終的に決定することになります。

１．企業価値向上への取組みと本方針導入の目的

(1) 当社の企業価値向上への取組み

当社は、「訪れる人々を楽しませ、テナントを成功に導く、先見的、独創的、かつホスピタリティあふれる商業空間の創造」という経営理念の下、都市型商業ディベロッパーとしてショッピングセンターの開発・運営事業及びその関連事業を行っております。当社グループは、ショッピングセンター事業を担う当社を中核に、時代とマーケットの変化を的確に捉えフレキシブルに対応できる企業集団を構成し、専門店事業、総合空間事業などの事業を展開しております。当社グループの各社はそれぞれの事業分野でマーケット情報を掌握し、緊密かつ複合的に関連しながら、総体として企業価値の向上を図っております。

当社は、当社グループの企業価値を高めるため、平成12年度より経営構造改革に取り組み、ショッピングセンター事業に経営資源を集中させ、本業の強化に努めるとともに、非稼動資産の圧縮、関係会社の再編・整理を進めてまいりました。

また、当社は、企業価値の向上には、同時に、株主の権利・利益の保護、株主以外のステークホルダーとの円滑な関係の構築、経営の透明性の確保及び有効な経営監視体制の構築が不可欠であると認識し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。具体的には、平成15年度に「委員会等設置会社」に移行し、業務執行の迅速化と経営の透明性の一層の向上に取り組んできたほか、業務執行上の法令遵守、効率性等を担保するため、グループ監査室を設置するなど内部監査機能の充実にも努めてまいりました。

さらに、当社は、昨年より「中期経営５ヵ年計画（平成17年度～平成21年度）」をスタートさせております。当中期経営５ヵ年計画は、「商業施設運営力と開発力の強化」「新規ビジネスの育成と挑戦」「周辺ビジネスの深耕拡大」を三つの柱とし、当社グループの更なる飛躍に向けて、業容の拡大、収益力の強化を目指すものです。１年目の平成17年度は、計画の具体化とそれに基づく事業展開を着実に実行し、２年目の平成18年度も経営目標の達成に向けた取組みを進めております。

当社としては、このような企業価値向上に向けた様々な取組みが株主をはじめとするあらゆるステークホルダーの利益につながると確信しております。

(2) 本方針導入の目的

(a) 当社の企業価値の源泉についての考え方

当社は、当社の企業価値・株主価値の主な源泉は、ショッピングセンター「PARCO」の運営によって培った商業施設のトータルプロデューシング力であると考えます。そして、それを支えるのは、これまでの商業施設の開発・保有・運営や個性ある様々な専門店やサービスの展開によって蓄積されたノウハウとそれを活かす人材、コーポレートブランドやストアブ

ランド、及び多数のテナント・取引先・出店先の地域コミュニティなどとの緊密なリレーションです。

それゆえ、当社は、これらをベースに平成21年度を最終年度とする「中期経営５ヵ年計画」の下、①既存店舗の売上強化と新規出店、②プロパティマネジメント事業をはじめとした新規事業の推進・創出、③エンタテインメント事業のコンテンツ活用など周辺ビジネスの拡大を進める所存であります。

したがって、当社は、当社の経営において、ショッピングセンターの開発・保有・運営という事業の実態、顧客・取引先・従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくしては、株主の皆様が将来享受しうる企業価値ひいては株主価値を適切に実現することはできないものと考えております。

(b) 本方針導入の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、同時に、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されること、及び、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか等の情報が開示されることが不可欠であるとも考えます。

さらに、大規模買付行為の存在にもかかわらず、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、上記のような当社の経営の特質を考慮すると、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の経営に参画したときに大規模買付者が予定している経営方針や事業計画の内容等（当社の顧客・取引先・従業員等のステークホルダーとの関係についての方針を含みます）は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であるはずです。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為がかかる考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、下記２．のとおり事前の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定することといたしました。

２．本方針について

(1) 本方針の内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が①事前に株主に提供されるものとして後述する特別委員会が要求する情報を提供しなければならず、②その後特別委員会による一定の評価期間が経過した後に、はじめて大規模買付行為を開始することができ、③本方針に基づくルールに従わない等の例外的な場合には、当社株主の皆様の利益を守るため、特別委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会が後述する本方針に基づく対抗措置を取る場合がある、というものです。

(a) 特別委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付ルールに則った一連の手続の進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合であっても当社株主の皆様の利益を守るために例外的に対抗措置を取る場合においてその判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の常設機関として、別途定める特別委員会規則（概要については別紙（25ページから26ページ）をご参照ください）に従い、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員には当社社外取締役が就任いたします（委員としては、本定時株主総会において社外取締役候補者である、大野宗彦氏、松田修一氏、土岐敦司氏、内永ゆか子氏及び新里智弘氏の５名を予定しております）。

(b) 必要情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただくことといたします。

その上で、大規模買付者には、特別委員会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供していただきます。特別委員会は、上記の大規模買付者による意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを大規模買付者に交付いたします。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。

(ⅰ)大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）
(ⅱ)大規模買付行為の目的及び内容
(ⅲ)当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
(ⅳ)当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計

画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます）

(ⅴ)買付等の後における当社の社員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

特に、当社の商業施設の開発・保有・運営や個性ある様々な専門店やサービスの展開によって蓄積されたノウハウとそれを活かす人材、コーポレートブランドやストアブランド、及び多数のテナント・取引先・出店先の地域コミュニティなどとの緊密なリレーションについての処遇方針が重視されます。

(ⅵ)（部分買付等の場合）買付等の後における当社少数株主との間の利益相反を回避する具体的方策

(ⅶ)その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

特別委員会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると認められる場合には、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。他方、特別委員会は、当社株主の皆様のより適正な判断を可能にするため、当社取締役会に対しても、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が必要と認める事項を提供するよう求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された本必要情報について、特別委員会が当社株主の皆様の判断のために必要と認める事項を、適切と判断する時点で株主の皆様に開示いたします。

(c) 評価期間の確保

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が特別委員会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を特別委員会による評価、検討及び交渉のための期間（以下「評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。

したがって、大規模買付行為は、評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。同評価期間中、特別委員会は当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます（以下「外部専門家等」といいます））の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報と、当社取締役会から提出された意見（代替案が提出された場合はこれを含みます）を十分に検討・評価いたします。当社取締役会は、特別委員会の評価その他開示が必要と判断した事項について開示いたします。

また、特別委員会は、必要に応じ、直接又は当社取締役会等を通して間

接的に大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉いたします。

(2) 大規模買付行為への対応手続

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

＜原則＞

特別委員会が、大規模買付者が本方針の定める大規模買付ルールを遵守したと判断した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案と本必要情報、さらに当社取締役会から当該買付提案に対する意見、代替案等が提示された場合はこれもご考慮の上、ご判断いただくことになります。

＜例外＞

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が「当社株主全体の利益を著しく損なうと明白に認められる」と特別委員会が判断した場合には、例外的に、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える対抗措置を取ることがあります。

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かについて特別委員会が検討及び判断する際には、その客観性及び合理性を担保するため、特別委員会が大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、本方針に基づく対抗措置を例外的に発動すべき場合か否かについて当社取締役会に勧告いたします。なお、当社取締役会は、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為が「当社株主全体の利益を著しく損なうと明白に認められる」場合としては、以下のような例を想定しております。

(ⅰ) (ｱ)から(ｴ)までに掲げる行為等により株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすと判断される場合

(ｱ) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

(ｲ) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該

買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

(ウ) 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

(エ) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

（ⅱ）強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収等であると判断される場合

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当社取締役会に対して対抗措置を発動することを勧告する場合があります。かかる勧告を受けた当社取締役会は、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

(c) 対抗措置発動の中止等の勧告について

特別委員会は、上記(a)＜例外＞又は(b)において、大規模買付行為に対して本方針に基づく対抗措置を発動することを勧告した後、大規模買付者が買付等を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなったとき、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による買付等が上記(a)＜例外＞(ⅰ)(ⅱ)に定める要件のいずれにも該当しないもしくは該当しても対抗措置を発動することが相当でないと判断したときは、改めて対抗措置の発動の中止等に関する判断を行い、これを当社取締役会に勧告するものといたします。

かかる勧告を受けた当社取締役会は、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

(d) 当社取締役会による特別委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重し、本方針に基づく対抗措置の要否等を最終的に決定いたします。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

３．本方針に基づく対抗措置

本方針に基づく対抗措置は、大規模買付者等による新株予約権の行使は認めないとの行使条件が付された取得条項付新株予約権（会社法第236条第１項第７号、以下「本新株予約権」といいます）を用いた新株予約権無償割当て（同法第277条）の方法を予定しております。

(a) 本新株予約権の割当て対象となる株主
当社取締役会が別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます）における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社が保有する当社株式は除きます）１株に対し本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(b) 本新株予約権の総数
割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます）と同数とします。

(c) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、原則として１株とします。

(d) 本新株予約権の発行価額
無償とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
本新株予約権の行使により交付される当社普通株式１株当たりの払込金額は、１円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権の発行日（ただし、本新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、１ヶ月間から３ヶ月間までの範囲で本新株予約権の発行決議において当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件
（ｉ）(ｱ) 特定大量保有者、(ｲ) その共同保有者、(ｳ) 特定大量買付者、(ｴ) その特別関係者、もしくは(ｵ)上記(ｱ)ないし(ｴ)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受けもしくは承継した者、又は、(ｶ)上記(ｱ)ないし(ｵ)記載の者の関連者は、原則として本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は、次の意味を有するものとします。
(ｱ) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第１項に規定されます。以下別段の定めがない限り同じとします）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法

第27条の23第４項に規定されます）が20％以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(ｲ) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第５項に規定される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。なお、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

(ｳ) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の２第６項に規定されます）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の２第１項に規定されます）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定されます。以下同じとします）の開始の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第７条第３項に定める場合を含みます）に係る株券等（同法第27条の２第１項に規定されます）の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定されます。以下同じとします）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20％以上となる者をいいます。

(ｴ) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の２第７項に規定される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第１項で定める者を除きます。

(ｶ) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。

(ⅱ) 上記(ⅰ)にかかわらず、下記(ｱ)ないし(ｴ)の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。

(ｱ) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に規定されます）又は当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第５項に規定されます）

(ｲ) 当社を支配する意図がなく上記(ⅰ)(ｱ)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(ⅰ)(ｱ)に記載する要件に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記(ⅰ)(ｱ)に記載する要件に該当しなくなった者

(ｳ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(ⅰ)(ｱ)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます）

(ｴ) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります）

(ⅲ)適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(ｱ) 所定の手続の履行もしくは(ｲ) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます）の充足、又は(ｳ) その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称します）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができないものとします。ただし、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務は負わないものとします。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合（以下「準拠法行使禁止事由」といいます）には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

(ⅳ)上記(ⅲ)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(ｱ) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ｲ) その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとします）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(ｱ)及び(ｲ)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

(ⅴ)新株予約権を有する者が本(g)の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(i) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めないものとします。

(j) 新株予約権の取得条項

新株予約権には、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項（取得条項）を加える予定です。この場合、当社は、当社取締役会の決定により、当社取締役会が定める日（以下「取得日」といいます）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、上記(g)のⅰ及びⅱ（19ページから21ページ）の規定に従い新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除きます）を取得することができるものとし、これと引換えに、新株予約権１個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

(k) 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとします。

(l) 法令の改正等による修正

法令（会社法及び証券取引法を含みます）の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとします。

４．株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本方針の導入時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本方針の導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が本方針に基づき、別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき１個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)(b)記載の所定の手続を経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記(3)(b)記載の手続を経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、こうした希釈化は生じません。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会が本方針に基づき、新株予約権無償割当ての決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告いたします。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式に応じて新株予約権が割当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当期日までに名義書換の手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続は不要です）。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が特定大量保有者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権１個当たり１円を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき、１株の当社普通株式が発行されることになります。

ただし、当社が取得の手続を取った場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります）。

上記のほか、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知いたしますので当該内容をご確認ください。

５．本方針の有効期限

本方針の有効期限は、来年５月に開催される予定の当社定時株主総会終結のときまでといたします。ただし、有効期限の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されることになります。

注１：特定株主グループとは、

（ⅰ）当社の株券等（証券取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）

又は、

（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます）

を意味します。

注２：議決権割合とは、

（ⅰ）特定株主グループが、注１の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします）も計算上考慮されるものとします）

又は、

（ⅱ）特定株主グループが、注１の（ⅱ）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計

をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます）及び総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株券等とは、証券取引法第27条の23第１項に規定する株券等又は同法第27条の２第１項に規定する株券等を意味します。

別紙

特別委員会規則の概要

(1) 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
(2) 特別委員会の委員は、３名以上とし当社社外取締役が就任する。
ただし、当該社外取締役が大規模買付行為につき利害関係を有する場合は、特別委員会委員としての資格を失う。特別委員会委員である社外取締役の人数が３名を下回った場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している有識者から当社取締役会が新委員を選任することができる。
(3) 特別委員会委員の任期は、委員就任後最初に到来する当社定時株主総会終結のときまでとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
(4) 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
① 新株予約権の発行もしくは不発行
② 新株予約権の発行の中止又は消却
③ 本方針の廃止
④ 本方針以外の買収防衛策の導入の承認
⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
(5) 上記に定めるところに加え、特別委員会は以下の各号に記載される事項を行う。
① 本方針の対象となる大規模買付行為の決定
② 大規模買付者及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報の決定
③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討
④ 大規模買付者との交渉・協議
⑤ 大規模買付者による大規模買付行為に対する代替案が示された場合には、かかる代替案の検討
⑥ 別途特別委員会が行うことができるものとして当社取締役会が定める事項
(6) 特別委員会は、本必要情報が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対して追加的に情報を提出するよう求める。また、特別委員会は、大規模買付者から本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

(7) 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保という観点から大規模買付者による大規模買付行為の内容を改善させるために必要があると判断する場合には、直接又は当社取締役会等を通して間接的に大規模買付者との協議・交渉を行うものとし、他方、前項に基づき当社取締役会の提示する意見、根拠資料、代替案等に対する勧告等を行うものとする。
(8) 特別委員会は、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。
(9) 各特別委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
(10) 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある場合は、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役10名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	伊東　勇（いとう　いさむ） （昭和19年６月２日）	昭和44年４月　株式会社西武百貨店入社 昭和51年８月　当社入社 平成元年５月　当社取締役吉祥寺パルコ店長 平成10年４月　当社常務取締役総合企画室長 平成12年３月　当社代表取締役社長 平成14年３月　当社代表取締役社長兼執行役員 平成15年５月　当社取締役取締役会議長兼代表執行役社長 平成17年３月　当社取締役取締役会議長兼代表執行役社長（CEO）（現職）	15,000株
2	坂口俊郎（さかぐち　としろう） （昭和18年２月６日）	昭和40年４月　当社入社 昭和63年５月　当社取締役渋谷パルコ店長 平成10年４月　当社常務取締役新規企画局長兼新規企画局新規企画部長 平成12年３月　当社代表取締役専務取締役営業本部長 平成14年３月　当社代表取締役副社長兼執行役員既存分野担当 平成15年５月　当社取締役兼代表執行役副社長事業部門担当 平成16年３月　当社取締役兼代表執行役副社長 平成17年３月　当社取締役兼代表執行役副社長（COO）（現職）	12,500株
3	吉岡　猛（よしおか　たけし） （昭和28年３月16日）	昭和51年４月　当社入社 平成10年５月　当社取締役広島パルコ店長 平成14年３月　当社常務取締役兼執行役員店舗運営局長 平成15年５月　当社取締役兼常務執行役店舗運営局長 平成16年３月　当社取締役兼常務執行役事業開発局長 平成18年３月　当社取締役兼常務執行役店舗開発局長（現職）	7,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
4	小嶋一美（こじまかずみ） （昭和25年11月９日）	昭和61年５月　当社入社 平成９年５月　当社取締役管理本部財務局長兼管理本部財務局財務部長 平成14年３月　当社取締役兼執行役員財務統括局長 平成15年５月　当社取締役兼常務執行役コーポレート室長 平成18年３月　当社取締役兼常務執行役財務統括局長（CFO）（現職）	16,700株
5	藤島基照（ふじしまもとてる） （昭和26年１月19日）	昭和49年４月　当社入社 平成７年５月　当社取締役営業本部プロモーション局長 平成10年４月　当社常務取締役営業統括局長兼営業統括局店舗企画部長 平成14年３月　当社専務取締役兼執行役員経営資源担当 平成15年５月　当社取締役兼専務執行役機能部門担当 平成16年３月　当社取締役兼代表執行役専務営業本部長 平成18年３月　当社取締役（現職） 株式会社パルコスペースシステムズ顧問（現職）	16,300株
6	大野宗彦（おおのむねひこ） （昭和20年７月28日）	昭和44年６月　株式会社三井銀行入行 平成７年６月　株式会社さくら銀行新宿西支店支店長 平成10年６月　森ビル開発株式会社（現森トラスト株式会社）出向 平成11年６月　同社常務取締役 平成13年５月　当社取締役 平成14年７月　森トラスト株式会社専務取締役（現職） 平成15年５月　当社社外取締役（現職）	100株
7	松田修一（まつだしゅういち） （昭和18年10月１日）	平成３年４月　早稲田大学システム科学研究所教授 平成９年４月　早稲田大学アジア太平洋研究センター教授 平成10年４月　早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授（現職） 平成14年３月　当社顧問 平成15年５月　当社社外取締役（現職）	2,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
8	土岐敦司（とき あつし） （昭和30年５月19日）	昭和58年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成元年４月　奥平・土岐法律事務所（現明哲綜合法律事務所）開業（現職） 平成11年８月　法制審議会商法部会（現会社法部会）幹事 平成14年３月　当社顧問 平成15年５月　当社社外取締役（現職）	0株
9	内永ゆか子（うちなが こ） （昭和21年７月５日）	昭和46年７月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成５年１月　同社ＡＰＴＯ（アジア・パシフィック・テクニカル・オペレーションズ）アジア・パシフィック製品開発統括本部長 平成７年４月　同社取締役アジア・パシフィック・プロダクツ担当 平成11年７月　同社取締役ソフトウェア開発研究所長 平成12年４月　同社常務取締役ソフトウェア開発研究所長 平成15年４月　同社常務執行役員ソフトウェア開発研究所長 平成16年４月　同社取締役兼専務執行役員開発製造担当（現職） 平成17年５月　当社社外取締役（現職）	1,400株
10	新里智弘（にいざと ともひろ） （昭和17年７月16日）	昭和48年12月　監査法人太田哲三事務所（現新日本監査法人）入所 昭和50年３月　公認会計士登録 昭和61年５月　同監査法人社員 平成６年５月　同監査法人代表社員（現職） 平成18年３月　当社顧問（現職）	1,000株

注1.　各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2.　大野宗彦、松田修一、土岐敦司、内永ゆか子、新里智弘の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

以　上

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】　http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日の平成18年５月26日（金曜日）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．議決権行使書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

以　上

【インターネット（電磁的方法）による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③ 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部
【専用ダイヤル】 0120－186－417（24時間受付）

〈メ モ 欄〉

第67期定時株主総会会場ご案内図

サンシャインシティ　プリンスホテル　３階特別会場（天覧の間）
東京都豊島区東池袋三丁目１番５号
TEL（03）3988－1111（代）

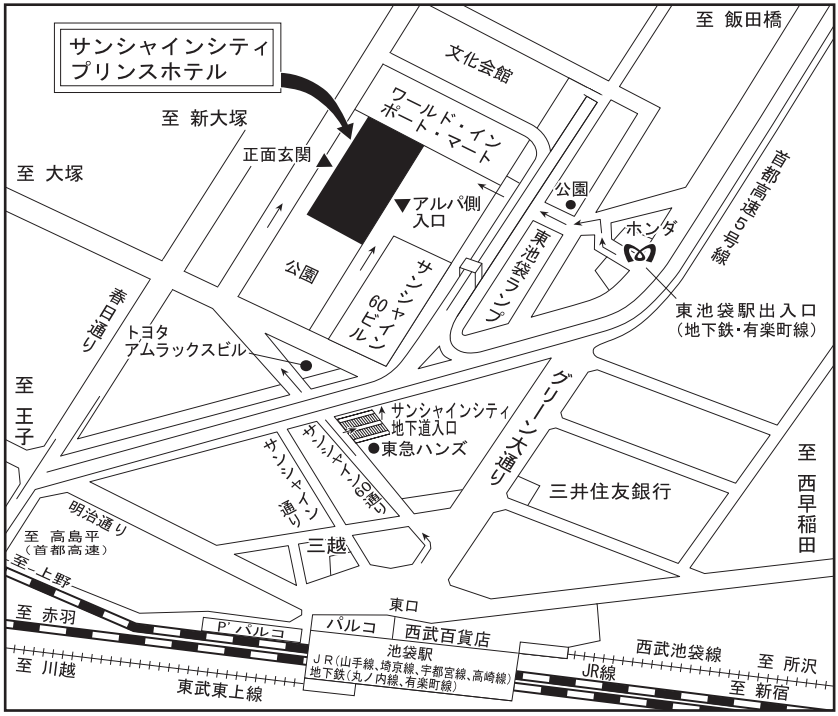

＜交通のご案内＞

・ＪＲ各線・私鉄・地下鉄の各池袋駅東口から徒歩10分

・地下鉄有楽町線東池袋駅から徒歩８分

＜お願い＞

当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。